

令和4年度の長崎県特定(産業別)最低賃金の改正に係る申出の意向表明

事項	産業 長崎県はん用機械器具、 生産用機械器具製造業	長崎県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	長崎県船舶製造・修理業、 船用機関製造業
1. 申出者	日本基幹産業労働組合連合会 長崎県本部 委員長 中川 俊紀	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合 連合会 長崎地域協議会 議長 川田 隆往	日本基幹産業労働組合連合会 長崎県本部 委員長 中川 俊紀
2. 意向表明日	令和4年2月1日	令和4年2月2日	令和4年2月1日
3. 申出内容・理由 等	長崎県内のはん用機械器具、生産用機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内におけるはん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。	長崎県内の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。	長崎県内の船舶製造・修理業、船用機関製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における船舶製造・修理業、船用機関製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。
4. 申出の時期	令和4年7月上旬	令和4年7月上旬	令和4年7月上旬

※産業別3業種の最低賃金の適用労働者数等

令和3年度

前年度

長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金	6,703名(96事業場)	6,743名(103事業場)
長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	6,790名(64事業所)	6,717名(64事業所)
長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	7,976名(202事業所)	7,704名(205事業所)

(平成28年センサス情報をもとに、TSR情報、令和3年度実施の最低賃金基礎調査により把握した事業場廃止情報等により修正し、令和4年1月19日に作成・報告した。)

令和4年2月1日

長崎労働局長
瀧ヶ平 仁 様

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部

委員長 中川 俊彦

(長崎県長崎市水の浦町1-1 TEL095-828-7403)

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明
します。

記

- 1 特定最低賃金改定の件名
長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業
- 2 申出の理由等
長崎県内のはん用機械器具、生産用機械器具製造業における企業間、地域
間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内におけ
るはん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点
から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出するこ
ととしている。
- 3 申出の時期
令和4年7月上旬



令和 4 年 2 月 2 日

長崎労働局長
瀧ヶ平 仁 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

全日本電機・電子・情報関連産業労働
長崎地域協議会 議長 川田
(時津町浜田郷 517-7 TEL095-8

特定(産業別)最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1. 特定最低賃金改定の件名
長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
2. 申出の理由等
長崎県内の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。
3. 申出の時期
令和 4 年 7 月上旬

以上



令和4年2月1日

長崎労働局長
瀧ヶ平 仁 様

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部

委員長 中川 俊経

(長崎県長崎市水の浦町1-1 Tel.095-828-7403)

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定最低賃金改定の件名
長崎県船舶製造・修理業，船用機関製造業
- 2 申出の理由等
長崎県内の船舶製造・修理業，船用機関製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における船舶製造・修理業，船用機関製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。
- 3 申出の時期
令和4年7月上旬



新しい産業別最低賃金の運用方針について

「昭和 57 年 1 月 14 日中央最低賃金審議会答申」より

申出に係る産業別最低賃金の決定等の必要性の有無の決定

労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金の決定等に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとする。

最低賃金の決定等

最低賃金審議会が当該最低賃金の決定等が必要である旨の意見を提出した場合には、労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金法第 16 条第 1 項（改正後 15 条第 2 項）の規定に基づき最低賃金審議会の調査審議を求めるものとする。

了解事項

- 1 最低賃金法第 16 条の 4 の規定による関係労使の申出に基づく最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。

産業別最低賃金制度の改善について

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告（平成 14 年 12 月 6 日）」より

関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

産業別最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めたものについて設定することを基本としていることから、関係労使のイニシアティブをより発展させるという観点を中心に、以下の改善が図られることが必要である。（以下抜粋）

○関係労使当事者間の意思疎通

産業別最低賃金の決定等に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

○金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

今後の最低賃金制度の在り方について

「平成 18 年 12 月 27 日労働政策審議会答申及び同審議会労働条件分科会最低賃金部会報告」より
産業別最低賃金等の在り方について

産業別最低賃金の運用については、これまでの中央最低賃金審議会の答申及び全員協議会報告を踏襲するものとする。

長崎県の最低賃金

長崎県
最低賃金

1時間 **821**円
効力発生日 令和3年10月2日

長崎県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用されます。
ただし、下記の業種については、「**特定最低賃金**」が適用されます。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

特定最低賃金	最低賃金額（1時間） 効力発生日	適用範囲等
はん用機械器具、 生産用機械器具 製造業	875 円 令和元年12月7日 令和2・3年度の改正はありませんでした。	1 適用範囲 (1) はん用機械器具製造業（家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。） (2) 生産用機械器具製造業（農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業を除く。） 2 適用除外（下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。） ① 手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務 ② 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ③ 書類等の事業所内集配又は複写の業務
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	864 円 令和3年12月29日	1 適用範囲 (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。） (2) 電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。） (3) 情報通信機械器具製造業 2 適用除外（下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。） ① 手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務 ② 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
船舶製造・修理業、 船用機関製造業	875 円 令和元年11月29日 令和2・3年度の改正はありませんでした。	1 適用範囲 船舶製造・修理業、船用機関製造業 2 適用除外（下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。） 書類等の事業所内集配又は複写の業務
適用除外（3業種共通）	上記のほか次の労働者には「 長崎県最低賃金 」が適用されます。 ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	

※1 最低賃金には次の手当は算入されません。
精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

※2 特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される「純粋持株会社」が含まれます。

あなたの賃金は大丈夫？

最低賃金特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは

 厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室

☎095-801-0033

または最寄りの労働基準監督署へ

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい
中小企業事業者を支援する助成金ことができました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

■ 申請期限：令和4年3月31日まで

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までには遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費(=関連する経費)についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
(締切は令和4年3月31日(木)) ※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施 ※2

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

助成額の上限

上限額	引き上げ労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
		4人～6人	70万円
		7人以上	100万円

■助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



[参考]

◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入
+		
B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：03（6388）6155（受付時間 平日8:30～17:15）

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です。

業務改善助成金の特例コースの活用例

(「関連する経費」の助成対象の拡充)

<ケース 1>

飲食店において、配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上した例

通常コースの取扱い

デリバリー用バイクの導入

【助成対象】

デリバリーサービスを拡大するに当たり、ワゴン車だけでなく、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入



広告宣伝費の活用

【対象外】

これまでの店舗内飲食だけでなく、デリバリー・サービスをさらに拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝を実施



※ 現行制度では広告宣伝費は認められていない。

特例コースの取扱い

デリバリー用バイクの導入

デリバリーサービスを拡大するに当たり、ワゴン車だけでなく、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入



広告宣伝費の活用

【特例の対象経費】

これまでの店舗内飲食だけでなく、デリバリー・サービスをさらに拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝を実施



<ケース 2>

サテライトオフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務の効率化が図られ、生産性が向上した例

通常コースの取扱い

テレワーク機器を導入

【助成対象】

新たにサテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整えるため、テレワーク関連機器を新規に導入



備品等購入費の活用

【対象外】

テレワーク関連機器導入に合わせて、「コピー機、プリンター、事務机・椅子等」も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備



※ 現行制度では備品等購入費は認められていない。

特例コースの取扱い

テレワーク機器を導入

新たにサテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整えるため、テレワーク関連機器を新規に導入



備品等購入費の活用

【特例の対象経費】

テレワーク関連機器導入に合わせて、「コピー機、プリンター、事務机・椅子等」も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備



「業務改善助成金(通常コース)」のご案内

～令和4年3月末まで申請期限を延長します～

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等

設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

※令和4年2月1日以降も申請を受け付けます(※3)

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)	
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※3) 20円コースは、令和4年1月31日で受付を終了しています。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成対象の特例

- ◆ PC、スマホ、タブレットの他、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。※
(※) 特例事業者のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ **申請期限は令和4年3月31日までです。**

お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号：03-6388-6155（受付時間 平日8:30～17:15）

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や
運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

【参考1：令和4年度の業務改善助成金(通常コース)のご案内(予定)】

- ◆ 令和4年度においても、「令和4年2月1日からのコース」を、引き続き実施する予定です。

(※) ただし、令和4年度予算の成立が前提のため、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。

【参考2：業務改善助成金特例コースのご案内】

特例コースの概要

■ 申請期限：令和4年3月31日まで

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し（※Bの経費）、その費用の一部を助成するものです。

助成額・助成率

助成率：**3 / 4**

助成上限額：

引上げ 人数	1人	2～ 3人	4～ 6人	7人 以上
上限額	30万円	50万円	70万円	100万円

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など (※PC、スマホ、タブレットの新規購入、物自動車なども対象)
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(月)		8月16日(火)		8月26日(金)		9月25日(日)
8月2日(火)		8月17日(水)		8月29日(月)		9月28日(水)
8月3日(水)		8月18日(木)		8月30日(火)		9月29日(木)
8月4日(木)		8月19日(金)		8月31日(水)		9月30日(金)
8月5日(金)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月6日(土)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月7日(日)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月8日(月)		8月23日(火)		9月2日(金)		10月2日(日)
8月9日(火)		8月24日(水)		9月5日(月)		10月5日(水)
8月10日(水)		8月25日(木)		9月6日(火)		10月6日(木)
8月11日(木)		8月26日(金)		9月7日(水)		10月7日(金)
8月12日(金)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月13日(土)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月14日(日)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月15日(月)		8月30日(火)		9月9日(金)		10月9日(日)
8月16日(火)		8月31日(水)		9月12日(月)		10月12日(水)
8月17日(水)		9月1日(木)		9月13日(火)		10月13日(木)
8月18日(木)		9月2日(金)		9月14日(水)		10月14日(金)
8月19日(金)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月20日(土)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月21日(日)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月22日(月)		9月6日(火)		9月16日(金)		10月16日(日)
8月23日(火)		9月7日(水)		9月20日(火)		10月20日(木)
8月24日(水)		9月8日(木)		9月21日(水)		10月21日(金)
8月25日(木)		9月9日(金)		9月22日(木)		10月22日(土)
8月26日(金)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月27日(土)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月28日(日)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月29日(月)		9月13日(火)		9月27日(火)		10月27日(木)
8月30日(火)		9月14日(水)		9月28日(水)		10月28日(金)
8月31日(水)		9月15日(木)		9月29日(木)		10月29日(土)
9月1日(木)		9月16日(金)		9月30日(金)		10月30日(日)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月11日(火)		11月10日(木)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに
答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月14日(水)		9月29日(木)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月3日(月)		10月18日(火)		10月28日(金)		11月27日(日)
10月4日(火)		10月19日(水)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月24日(木)		12月24日(土)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(木)		9月16日(金)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

10月15日(土)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月30日(水)		12月30日(金)
11月1日(火)		11月16日(水)		12月1日(木)		12月31日(土)
11月2日(水)		11月17日(木)		12月2日(金)		1月1日(日)
11月3日(木)		11月18日(金)		12月5日(月)		1月4日(水)
11月4日(金)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月5日(土)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月6日(日)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月7日(月)		11月22日(火)		12月7日(水)		1月6日(金)
11月8日(火)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月9日(水)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月10日(木)		11月25日(金)		12月9日(金)		1月8日(日)
11月11日(金)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月12日(土)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月13日(日)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月14日(月)		11月29日(火)		12月13日(火)		1月12日(木)
11月15日(火)		11月30日(水)		12月14日(水)		1月13日(金)
11月16日(水)		12月1日(木)		12月15日(木)		1月14日(土)
11月17日(木)		12月2日(金)		12月16日(金)		1月15日(日)
11月18日(金)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月19日(土)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月20日(日)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月21日(月)		12月6日(火)		12月20日(火)		1月19日(木)
11月22日(火)		12月7日(水)		12月21日(水)		1月20日(金)
11月23日(水)		12月8日(木)		12月22日(木)		1月21日(土)
11月24日(木)		12月9日(金)		12月23日(金)		1月22日(日)
11月25日(金)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月26日(土)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月27日(日)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月28日(月)		12月13日(火)		12月27日(火)		1月26日(木)
11月29日(火)		12月14日(水)		12月28日(水)		1月27日(金)

令和3年度の実績・令和4年度審議会日程（案）

令和3年度の実績	令和4年度（案）
本 審 （事業場視察） ※ 中止	未定
本 審 第1回 令和3年7月5日（月）9:28～10:20 ・長崎県最低賃金の改正諮問について ・専門部会の設置等について ・専門部会の決議について ・参考人の意見聴取について ・審議日程等について ※ 専門部会委員推薦公示、関係労使意見聴取公示（7/5～7/20）	7月4日（月）
本 審 第2回 令和3年8月2日（月）13:32～15:15 ・賃金改定状況調査結果の集計誤りについて ・参考人の意見聴取について ・中央最低賃金審議会の目安答申について（目安伝達） ・専門部会委員の任命及び今後の審議日程について ・特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）	8月1日（月）
専門部会 第1回 令和3年8月2日（月）15:32～16:59 ・部会長、部会長代理の選出 ・長崎県最低賃金専門部会運営規程について ・賃金改定状況調査結果の集計誤りについて ・長崎県最低賃金基礎調査結果等について ・長崎県最低賃金の改正について ・今後に審議日程について ※ 労使各委員から基本的な考え方及び金額提示	8月1日（月）
専門部会 第2回 令和3年8月5日（木）9:21～11:17 ・長崎県最低賃金の改正について ※ 労使各委員から検討結果の報告、公労・公使会議にて金額審議	8月4日（木）
専門部会 第3回 令和3年8月6日（金）13:22～14:07 ・長崎県最低賃金の改正について ※ 労使各委員から検討結果の報告、公労・公使会議にて金額審議 （採決）	8月5日（金） 8月10日予備日① 8月12日予備日②
本 審 第3回 令和3年8月6日（金）14:51～15:19 ・長崎県最低賃金専門部会報告（採決） ・長崎県最低賃金の改正について（答申） ※ 異議申出に関する公示（8/6～8/23）	8月5日（金） 8月10日予備日① 8月12日予備日②
本 審 第4回 令和3年8月24日（火）9:23～10:49 ・最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問・答申） ・長崎県特定（産業別）最低賃金改正に係る参考人意見聴取について ・長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について	8月23日（火） 8月26日（金）予備日① 8月30日（火）予備日②

<p>本 審 第5回 令和3年9月3日(金) 14:21~15:57</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定最賃改正に係る参考人意見聴取について ・特定最賃改正の必要性の有無について(答申) ・特定最賃の改正決定について(諮問) ・今後の審議日程について ・専門部会の廃止について ・事業場視察について <p>※ 専門部会委員推薦公示・関係労使意見聴取公示(9/3~9/21)</p>	<p>9月2日(金)</p>
<p>電子部品専門部会 第1回 令和3年9月29日(水) 9:30~11:09</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、部会長代理の選出について ・特定最低賃金専門部会運営規程等について ・長崎県最低賃金基礎調査結果等について ・電子部品等製造業最低賃金の改正について 	<p>9月28日(水) 特定最賃・第1回合同専門部会</p>
<p>電子部品専門部会 第2回 令和3年10月11日(月) 9:19~10:34</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子部品等製造業最低賃金の改正について 	<p>10月11日(火)</p>
<p>電子部品専門部会 第3回 令和3年10月18日(月) 13:26~15:30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子部品等製造業最低賃金の改正について <p>※ 労使各委員から検討結果の報告、公労・公使会議にて金額審議(採決)</p>	<p>10月24日(月) 10月28日(金)電子④</p>
	<p>はん用</p> <ul style="list-style-type: none"> ②10月5日(水) ③10月19日(水)
	<p>船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> ②9月30日(金) ③10月14日(金)
<p>本 審 第6回 令和3年10月28日(木) 9:22~9:36</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県電子部品等製造業最低賃金の改正に係る専門部会報告について(採決) ・長崎県電子部品等製造業最低賃金の改正について(答申) <p>※ 異議申出に関する公示(10/28~11/12)</p>	
<p>本 審 第7回 令和4年3月10日(木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明について ・令和4年度の事業場視察について 	<p>3月9日(木)</p>